

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から7年3月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで

私の両親は、私が平成5年\*月に20歳に到達した後、市役所から送付されてきた通知に従い私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、当時、私がまだ学生であったため、私の両親が免除の申請手続を行い、その後も9年4月に私が厚生年金保険の被保険者になるまで、毎年継続して免除の申請手続を行っていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成5年\*月に20歳に到達した後、その両親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、9年4月に申立人が厚生年金保険の被保険者になるまで、毎年継続して国民年金保険料の免除の申請手続を行っていたと主張しているところ、申立期間②については、その直前の期間である7年4月から8年3月までの保険料が免除されていることがオンライン記録から確認できる上、申立期間②の前後を通じてその父親の職業に変更は無く、申立人の経済状況に特段変化は認められないことから、当該期間についても、免除の申請手続を行っていたとしても不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行っていたとするその父親は、免除の申請手続を行うために市役所に行ったところ、窓口の職員から「お父様とお兄様の年収を合算すると、学生の免除が認められる基準の限度を超える世帯収

入となるため、免除の申請を受理することはできない。」旨説明を受けたことを記憶していると述べている上、戸籍の附票から、その兄が平成7年7月まで申立人と同一住所に住民登録されていたことが確認できることから、申立期間①当時、その父親は、申立人の免除の申請手続を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立期間①の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年7月  
② 昭和62年3月

私が20歳になった頃、勤務していた店の社長が、国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、私が納付書により金融機関で納付した。

申立期間②については、夫が会社を退職したことにより、区役所で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その場で納付することができる期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の種別変更手続きを複数回にわたって適切に行っている上、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、その夫が会社を退職したことに

より、区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その場で納付することができる期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、申立期間②の第3号被保険者資格喪失日及び第1号被保険者資格取得日が、平成8年2月付けで、昭和62年4月1日から同年3月25日に記録訂正されていることから、申立期間②当時、申立人は第3号被保険者と記録されており、当該期間は保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その夫のオンライン記録から、申立期間②は、夫は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私が20歳になった頃から、国民年金に関する督促が届くようになったため、大学在学中に市役所の合同庁舎で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、大学を卒業した後の平成6年6月頃に、私の父親がまとまったお金を準備してくれたので、社会保険事務所（当時）に出向き、納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、大学在学中に国民年金の加入手続を行い、大学卒業後の平成6年6月頃に、社会保険事務所で国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、5年10月と推認でき、申立人が保険料を納付したとする社会保険事務所は当時実在し、過年度保険料の収納を行っていたことが確認できる。

また、申立人が遡って納付したとする国民年金保険料額は、平成4年5月から6年3月までの保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、まとまったお金を準備してくれたとするその父親名義の預金口座の出入金記録から、6年6月13日に当該期間の保険料額に相当する金額を出金していることが確認できることから、同年同月時点において、申立期間のうち、過年度納付することが可能であった4年5月から6年3月までの保険料を納付したと考えても特段不合理ではない。

さらに、申立人の父親は、「娘（申立人）が、国民年金に関する督促がきていることを気にしていたので、まとまったお金を準備し娘に渡したことを記憶している。娘が、国民年金保険料をまとめて納付するために出掛ける際には納付書を見せてもらった。」旨証言している。

2 一方、申立期間のうち、平成3年4月から4年4月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料の納付時期として主張する6年6月の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が遡って納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を全て納付した場合の金額と乖離<sup>かい</sup>している。

さらに、申立人が申立期間のうち、平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 5617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年9月まで  
② 昭和41年1月から同年3月まで  
③ 昭和42年4月から43年12月まで  
④ 昭和44年1月から46年12月まで  
⑤ 昭和48年7月から49年3月まで

私は、昭和44年1月に結婚した。結婚前の国民年金については、母親が加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。結婚後は、夫が自身の保険料の納付に併せて私の保険料も納付していたと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、当該期間直前の昭和47年1月から48年6月までの18か月の国民年金保険料は、第3回特例納付を利用して納付されている。このうち、申立人が老齢年金の受給資格を得るために必要だった保険料納付済月数は12か月であったことから、当該特例納付を行ったとするその夫には、特例納付により、申立人の老齢年金の受給資格を得るだけでなく、将来受給できる年金額を少しでも増やそうとする意識があったと認められる。そのようなその夫が、直後の当該期間を除いて47年1月から48年6月までの期間のみ特例納付する特段の合理的理由は見当たらず、特例納付する前に納付済みであった49年4月を起点として、遡って、当該期間を含む47年1月から49年3月までの期間を特例納付したと考えても必ずしも不合理ではなく、当該期間は9か月と短期間である。



2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳の情報から、保険料徴収の準備段階であった昭和 36 年 3 月以前に払い出されていたと推認され、37 年 11 月に、それまで厚生年金保険の被保険者であった申立人が、同資格を喪失したことを契機に、その母親と話し合い、納得して国民年金に加入したとする申立内容とも一致していない。

また、申立期間③について、昭和 42 年度の被保険者台帳における国民年金保険料納付済期間とオンライン記録における保険料納付済期間に齟齬が認められるものの、保険料納付済期間そのものは両者とも 3 か月で一致していることから、同年度について納付記録を訂正する必要があるとまでは認められない。

さらに、申立期間④について、申立人は、結婚後はその夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと思うと述べ、その夫も、夫婦が国民年金の被保険者であった期間においては、夫婦の保険料を一緒に、自身が厚生年金保険の被保険者であった期間においては、申立人のみの保険料を、いずれも納付書で納付していたと述べている。しかし、申立人の被保険者台帳において、同台帳は結婚当時の昭和 44 年ではなく、47 年 4 月になって、職権で申立人が結婚前に居住した市を管轄した社会保険事務所（当時）から、当時、申立人が居住した市を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、被保険者台帳が移管される前である申立期間④当時においては、申立人が結婚後の市で国民年金の被保険者として把握されていたとは考えられず、保険料を納付するための納付書が発行されたとも考えにくい。

加えて、1 で述べたように、昭和 47 年 1 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料は、第 3 回特例納付により納付されているが、申立期間①、②、③及び④については、申立人及びその夫から、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したとの主張も無い。

その上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと

認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年7月まで  
② 昭和58年4月から60年3月まで

私は、転居した昭和51年8月頃に、A区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その後1年間ぐらいの間は、国民年金保険料を納付していたと思う。

その後、時期は分からないが、友人に勧められてB区役所で国民年金の再加入手続を行った際に、2年間遡って国民年金保険料を納付することができると聞いたので、後日、申立期間②の保険料を分割して遡って納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、転居した昭和51年8月頃に、A区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その後1年間ぐらいの間は、国民年金保険料を納付していたと思うとしているところ、申立人には、申立期間①より前に居住していたC市において、国民年金手帳記号番号が払い出されており、その手帳記号番号の特殊台帳には、申立期間①のうち、同年同月から同年12月までの保険料が還付された旨の記載があるが、オンライン記録では、当該期間は、国民年金の強制加入期間とされている上、当該期間の保険料を還付すべき事由が見当たらないことを勘案すると、当該期間は、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤って還付手続が行われたものと認められる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から同年 7 月までの期間について、申立人は、国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、B 区役所で国民年金の再加入手続を行った際に、2 年間遡って国民年金保険料を納付することができると聞いたので、後日、申立期間②の保険料を分割して遡って納付したと思うと主張しているが、申立人は、国民年金の再加入手続を行った時期や、当該期間の保険料の納付時期、納付回数、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から同年 7 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、結婚直後の昭和 61 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で、「2 年分の国民年金保険料を遡って納付することができます。」と言われたので、加入手続と併せて過去 2 年分の保険料を納付するための手続を行った。後日、納付書が送られてきたので、勤務先付近の金融機関で、2 年分の保険料 15 万円前後を 2 回に分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った際、2 年分の国民年金保険料を遡って納付できると言われ、後日、2 年分の保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年同月頃と推認できることから、その時点において、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人が納付したとしている保険料額は、実際に納付することができた場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月及び42年10月から45年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和42年10月から45年10月まで

私は、昭和51年10月に会社を退職して2年半ほどたった54年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、過去の未納分の国民年金保険料を納付するために、納付書を3、4枚に分割して作成してもらい、後日、過去の保険料の未納が無くなるように、合計33万円ぐらいの金額を市役所で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に作成してもらった納付書により、後日、市役所で過去の未納分の国民年金保険料を全て納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されており、この時期は、第3回特例納付の実施期間中であり、かつ、申立期間①及び②は、国民年金の強制加入期間であったことが、申立人の特殊台帳により確認できる上、当該期間は、第3回特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月の時点で、第3回特例納付等により納付することが可能であった申立人の未納期間の国民年金保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月の時

点で、第3回特例納付等により納付することが可能であった申立人の未納期間のうち、申立期間①及び②を除く期間の国民年金保険料は、第3回特例納付等により全て納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できる上、同年同月から申立人が60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間の保険料は全て納付済みとされていることから、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えるまでも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月まで

私は、家業を手伝うため、昭和 50 年 1 月に会社を退職した。その後、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、父親が家族の分を納付していた記憶がある。

家族の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が家族の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の両親及び兄の保険料は全て納付済みとなっている上、申立人の義姉についても、申立人の父親が申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付したものと考えられるとして、既に第三者委員会で記録訂正が認められていることから、その父親が、義姉と同時期に申立人の申立期間の保険料を特例納付により納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 4 月に行われていることが推認できる上、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であることから、申立期間の国民年金保険料を第 3 回特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人の義姉は、「義父（申立人の父親）はお店を 2 店舗経営し、日頃から大金を持っていた。」旨を証言しており、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付する資力を十分有していたことがうかがわれる上、家業を手伝うために会社を退職した申立人について、その父親が申立期間の

保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から39年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年5月1日に、資格喪失日に係る記録を39年2月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から39年2月1日まで  
② 昭和40年6月1日から41年8月11日まで

私は、申立期間①にA社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②にB社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料も給料から控除されていたと思うので、この期間について調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚から提出された当該期間内に撮影されたことが確認できる写真、同僚の証言及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の複数の同僚がA社では従業員の希望に関係無く厚生年金保険に加入していたと思うと証言している上、申立人が記憶している複数の同僚の全てが、同社において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が、当時、A社D部門は、約20名の従業員が在籍していたが、業務内容と工場は変わらないまま、グループ会社

のC社に経営が移ったと供述しているところ、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社で被保険者資格を取得している者が26名確認できることから、当時、A社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間におけるA社での社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠落が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業所から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年5月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、B社の同僚の証言及び申立人の供述内容から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できないことから、当時の事業主、役員及び同僚の連絡先も不明であり、申立人の在職期間及び厚生年金保険の加入の取扱いについて事情を聴取することはできなかった。

また、当該期間にB社に在職していた同僚からも同社での従業員に対する厚生年金保険の加入の取扱いについて確認できる証言も得られず、同僚の記録からも同社の手続の事情はうかがえなかった。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月8日に、資格喪失日に係る記録を36年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を33年5月から35年8月までは9,000円、同年9月から36年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月8日から36年4月5日まで  
私は、中学校卒業後、知人の紹介でA社に入社し、同社の船舶において、1船舶当たり1名ずつ配置されていたB職として、3年間勤務した。船員保険の記録によると、A社に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の一人は、「申立人と私は、昭和33年5月8日に船舶Cに乗船し、36年4月4日に下船するまで一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当時のA社の経理担当者は、「乗組員は、職種にかかわらず、全員を船員保険に加入させていた。」と供述しており、船員であった複数の同僚も、「本人の希望にかかわらず、船員は全員が船員保険に加入していた。」旨の供述をしている。

さらに、申立人と同年齢で、申立人と同じB職だったとする同僚は、「乗船と同時に船員保険に加入したと思う。」と供述しており、オンライン記録において、当該同僚が勤務したとする期間は船員保険被保険者期間

となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種で同年代である複数の同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和33年5月から35年8月までは9,000円、同年9月から36年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社に係る船員保険被保険者台帳に整理番号の欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年3月1日から20年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額について、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月10日から20年7月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与額に比べて低い額で記録されていると思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年3月から20年4月までの期間及び同年6月の標準報酬月額については、A社の担当税理士から提出された所得税源泉徴収簿又は厚生年金保険料等の各月控除額明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主から回答が得られないが、申立期間のうち、平成18年3月1日から20年7月1日までの期間において、上記の源泉徴収簿及び各月控除額明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は上記の各月控除額明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年2月及び20年5月の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険料等の各月控除額明細書から、18年2月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は22万円であるところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（22万円）と一致しており、20年5月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は32万円であるところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（34万円）より低額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 別添

期間	標準報酬月額
平成 18 年 3 月及び同年 4 月	44 万円
平成 18 年 5 月	38 万円
平成 18 年 6 月	36 万円
平成 18 年 7 月	38 万円
平成 18 年 8 月	36 万円
平成 18 年 9 月	38 万円
平成 18 年 10 月から同年 12 月まで	41 万円
平成 19 年 1 月	44 万円
平成 19 年 2 月	47 万円
平成 19 年 3 月及び同年 4 月	44 万円
平成 19 年 5 月から同年 7 月まで	38 万円
平成 19 年 8 月及び同年 9 月	36 万円
平成 19 年 10 月から同年 12 月まで	38 万円
平成 20 年 1 月	41 万円
平成 20 年 2 月	44 万円
平成 20 年 3 月及び同年 4 月	41 万円
平成 20 年 6 月	38 万円

## 第1 委員会の結論

申立人のA社船舶Bにおける船員保険被保険者資格の取得日は、昭和19年9月15日であると認められることから、同社船舶Bの船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月5日から同年9月30日まで

私は、A社の船舶Bに昭和19年8月5日から同年10月4日まで乗船していたが、申立期間の船員保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年9月15日から同年9月30日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社船舶Bにおける船員保険被保険者資格の取得日は、同年9月30日、同資格の喪失日は同年10月4日となっている。

しかしながら、A社船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において、上記の被保険者期間は記載されておらず、申立人と同姓同名で、生年月日が異なる者が、昭和19年9月15日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年10月3日に同資格を喪失した旨の記録が確認できる。

また、A社が保管している人事記録から、申立人は、同社船舶Bに昭和19年8月5日から同年10月4日まで乗船していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の船員保険被保険者記録であり、申立人のA社船舶Bにおける船員保険の資格取得日に係る記録を昭和19年9月15日とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年8月5日から同年9月15日までの期間について、上記の人事記録から、申立人は、A社船舶Bに乗船していたことは確認できるものの、当該期間において、同社船舶Bは、船員保険の適用船舶であったことが確認できない。

また、上記被保険者名簿の記録において申立人が船員保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和19年9月15日付けでA社船舶Bの船員保険被保険者資格を取得した者は申立人を含め11名確認できるものの、同年9月14日以前に被保険者資格を取得した者は確認できず、ほかに同社船舶Bに係る船員保険被保険者名簿は見当たらない。

さらに、A社は、「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和30年3月23日、資格喪失日は同年4月22日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年3月23日から同年4月22日まで  
私は、昭和29年9月27日からA社所有の船舶Bに乗船し、一時期、C氏所有の船舶に乗ったが、D社に移るまで、A社所有の船舶に船員として継続して乗っていた。

しかし、船員保険の被保険者記録では、C氏において昭和30年3月23日に資格喪失し、D社において同年4月21日に資格取得となっており、申立期間の被保険者記録が1か月欠落している。

調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の資格取得日は昭和29年9月27日、資格喪失日は30年4月22日と記載されているほか、当該被保険者期間のうち、同年2月1日から同年3月23日までの期間は、船舶所有者C氏において同年2月1日に資格取得、同年3月23日に資格喪失と記載されており、船舶所有者C氏に係る被保険者期間が重複していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和29年9月27日に被保険者資格を取得し、30年2月1日に同資格を喪失、同日に船舶所有者C氏において被保険者資格を取得し、同年3月23日に同資格を喪失、同年4月21日にD社において被保険者資格を取得となっており、

申立期間が被保険者期間となっていないことが確認できる。

このことについて、E年金事務所は、「当初の船員保険被保険者期間中に、別の船舶所有者における被保険者期間がある場合、この船舶所有者に係る被保険者期間の喪失日以降に当初の被保険者期間があれば、別の船舶所有者に係る資格喪失日を当初の船舶所有者における資格取得日とするように記録を補正している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、A社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和30年3月23日、資格喪失日は同年4月22日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、A社に係る標準賞与額の記録を平成15年8月14日及び同年12月30日は30万円、16年8月13日は25万円、同年12月30日は27万円、17年8月12日は23万円、同年12月30日は25万円、18年8月12日は31万5,000円、同年12月30日は30万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月14日  
② 平成15年12月30日  
③ 平成16年8月13日  
④ 平成16年12月30日  
⑤ 平成17年8月12日  
⑥ 平成17年12月30日  
⑦ 平成18年8月12日  
⑧ 平成18年12月30日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年から18年までの各年8月及び12月の賞与について厚生年金保険の記録に反映されていない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、A社が保管する賞与支払明細書では、

申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた旨の記載は無いが、事業主は、「総報酬制が導入されて間もない平成15年及び16年においては、当社では、各年度末頃に厚生年金保険料の調整処理を行っていた。月々の厚生年金保険料を過大に徴収したことに伴う調整処理を行った結果、15年及び16年における4回分の賞与に係る厚生年金保険料について、申立人の賞与から源泉控除するのと同等の処理を行ったものと考えている。」と回答しているところ、同社が保管する賃金台帳から、15年及び16年において、申立人は、4回分の賞与額に見合う厚生年金保険料を負担していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、平成15年8月14日及び同年12月30日は30万円、16年8月13日は25万円、同年12月30日は27万円に訂正することが必要である。

申立期間⑤から⑧までについては、A社が保管する賞与支払明細書から、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成17年8月12日は23万円、同年12月30日は25万円、18年8月12日は31万5,000円、同年12月30日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑧までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社を分社化したB社に昭和54年8月1日に異動したが、A社における厚生年金保険資格喪失日が同年7月31日となっており、同年7月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。1日も休まず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の人事担当者の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和54年8月1日に、同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を



厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年10月25日から41年4月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月16日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については3万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月25日から41年4月16日まで  
② 昭和41年5月頃から同年6月頃まで  
③ 昭和41年6月頃から同年7月頃まで  
④ 昭和41年7月頃から51年10月1日まで

私の年金記録を見ると、昭和38年11月4日にA社に入社し、41年4月頃まで勤務していたが、40年10月25日から41年4月頃までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、昭和41年5月頃にB社、同年6月頃にC社に勤務していた全ての期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、昭和41年7月頃にD社に入社し、平成10年12月頃まで勤務していたが申立期間④の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

それぞれの申立期間について、確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「従業員の最後の出勤日は覚えていないが、申立人は、従業員の最後の出勤日までいたと思う。従業員の最後の給料から厚生年金保険料を控除した。」と述べているところ、同社における被保険者の最後の資格喪失日が昭和41年4月16日であることから、申立人が当該期間に同

社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年10月25日となっているものの、同社に係る申立人の被保険者原票には、健康保険被保険者証の返納日が41年7月18日、進達日が同年7月25日と記載されていることから、同社が適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）である同年4月15日より後に遡って申立人の資格喪失に係る処理が行われたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、健康保険被保険者証の返納日が昭和41年7月18日と記載されている者が7名、進達日が同年7月25日と記載されている者が10名確認でき、これらのことから同社の全喪日より後において、複数の者の資格喪失に係る処理が行われたことがうかがえる上、これらの者の資格喪失日は、同年4月16日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年10月25日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社における被保険者の最後の資格喪失日と同日の41年4月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人の当該喪失処理前の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、A社を退職後、B社に勤務したと主張している。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和30年2月15日に全喪しており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶し、上記被保険者名簿に記録がある同僚の親族から、申立期間②当時は、B社は既に閉鎖していた旨の証言を得ている上、当該期間において、上記の同僚は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚は、既に死亡していることから、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、B社の同僚が設立したC社に1か月ほど勤務したと主張しているところ、同僚の親族は、「B社の閉鎖後、従業員はC社に勤務した。」と証言している。

しかし、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は、当該期間において国民年金に加入し、保険料を

納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において、事業主のほか、従業員は自身以外にはいなかったと供述していることから、C社は厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、事業主は、既に死亡しており、申立人の保険料控除に関する回答を得ることができない。

申立期間④について、D社に係る申立人の雇用保険の加入記録は昭和47年5月1日から平成10年12月20日まで確認でき、申立人の所持する写真の裏には、「昭和44年6月8日 D社家族慰安会」と記載されている。

しかし、申立人は、昭和41年7月頃から47年4月までの期間については、D社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同僚から、同社の近くには同業種の事業所が多く集まっており、従業員は転職することが多く、申立人も何回か近く同業種の事業所に転職し、また同社に再入社していたと述べている。

また、当時の事業主は、「申立人は、20年ほどは継続して勤務していたが、それ以前は入退社を繰り返していた。厚生年金保険に加入させるまでは保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、D社に係る上記被保険者原票において厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会を行ったが、死亡又は所在不明のため申立人の保険料控除に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5792

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月25日から35年4月1日まで

私は、昭和28年から35年3月までA社に継続して勤務し、同年4月にB社に異動した。しかし、34年10月25日から35年4月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び昭和34年分給与所得の源泉徴収票並びに申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和43年に解散しており、事業主の連絡先も不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月29日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から46年8月1日まで  
② 昭和47年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和44年11月1日から46年8月1日までの期間に係る標準報酬月額は同額で推移しているが、同僚の標準報酬月額は、44年11月及び45年7月に増額しているとのことである。また、私は、47年3月1日付けで出向先のB社からA社に復帰したが、同年2月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和47年3月1日に、B社からA社へ復帰）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和47年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、「同僚の標準報酬月額は昭和 44 年 11 月及び 45 年 7 月に増額しているものの、自分の標準報酬月額は同額で推移しているのは納得できない。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、「申立てどおりの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は見当たらない。」と供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡及訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を元年10月及び同年11月は32万円、同年12月から2年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から3年7月1日まで  
② 平成4年12月30日から5年1月1日まで

私のねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成元年10月から3年6月までの標準報酬月額が22万円となっており、前後の期間の標準報酬月額と比較して低額となっている。同社に勤務した期間は給料が下がったことは無く、改ざんされていると思うので、改ざん前の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、A社の厚生年金保険の資格喪失日が平成4年12月30日となっているが、雇用保険被保険者離職票には離職日が同年12月31日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由



申立期間①について、当該期間のうち、平成元年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人が所持する同年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成元年 12 月 1 日から 2 年 10 月 1 日までの期間については、申立人から給与明細書等の資料の提出は無いものの、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額は、直前の標準報酬月額と同額であることから、申立人は、申立期間①のうち、同年 10 月 1 日の定時決定までの期間においては、元年 10 月及び同年 11 月と同額の標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えることが自然である。

一方、平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日までの期間について、当該期間のうち、2 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間は、申立人から給与明細書等の資料の提出は無いが、平成 3 年分給与所得の源泉徴収票により、2 年 12 月 1 日から 3 年 7 月 1 日までの期間は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、2 年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成元年分給与所得の源泉徴収票において確認できる支払金額から、平成元年 10 月及び同年 11 月は 32 万円、当該源泉徴収票から推認できる保険料控除額から、同年 12 月から 2 年 9 月までは 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年12月30日となっているが、当該喪失した旨の処理が行われたのは同社が適用事業所に該当しなくなった日（4年12月30日）より後の5年2月3日であることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する平成4年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である5年1月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年2月1日まで

私は、かつて勤務したA社に昭和36年8月22日から37年5月15日まで再度勤務したが、厚生年金保険の記録によると、再入社時の被保険者資格の取得日が36年9月1日となるべきところ、37年2月1日となっているため、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年2月1日までの期間について、36年10月にA社に再入社し、申立人と同一の作業班に所属していた同僚は、「申立人は、私が再入社した同年10月には同社に戻っていた。」と述べており、同年11月に再入社した同僚も同様の供述をしている。

また、申立人は昭和36年11月に撮影されたA社従業員の集合写真を所持しており、当該写真には申立人が写っていることが確認できる。

さらに、上記の2名の同僚は、「A社に再入社した翌月には、厚生年金保険の被保険者となった。」と供述しており、当該供述内容は、これらの者の厚生年金保険の被保険者記録とも符合している上、複数の同僚が、「当該期間当時、A社には25名程度の従業員がおり、1名から2名のパ

ート従業員を除き、全て男性正社員であった。事業主は、新規入社や再入社を問わず、正社員を例外無く社会保険に加入させる取扱いをしていた。」と述べている。

加えて、当該期間当時、申立人と同様にA社に再入社した複数の同僚のオンライン記録から、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の大半の資格取得日が「1日付け」となっていることが確認できる。ところ、複数の同僚が、「1日付けで就職した従業員はまれである。」と証言していることから、事業主は厚生年金保険被保険者資格の取得日を「1日」とする取扱いをしていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和36年11月1日から37年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、役員の所在も不明であり確認できず、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和36年9月1日から同年11月1日までの期間について、複数の同僚に照会したものの、申立人のA社への再入社日を記憶する者はおらず、申立人は、再入社日及び厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年7月14日から同年8月1日まで  
厚生年金保険被保険者記録によると、私が昭和24年7月にA社B工場から同社本社へ異動した時期の被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職証明書及び人事記録並びにC健康保険組合から提出された被保険者名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は昭和24年7月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和24年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 5797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は昭和45年4月1日から49年2月28日まで同社で勤務していた。退職時の給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されている。同社の退職日は同年2月28日で間違いなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月1日となるはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和48年分給与所得の源泉徴収票、49年2月分及び同年3月分給料明細書並びに49年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（適格年金制度）により、申立人は45年3月30日から49年2月28日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和49年3月分の給与明細書の厚生年金保険料額及び申立人のA社における同年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明としているが、事業主が

被保険者資格喪失日を昭和 49 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は38万5,000円、18年7月14日は35万円、同年12月8日は37万5,000円、19年12月14日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月8日  
④ 平成19年12月14日

日本年金機構から届いた「ねんきん定期便」によると、A事業所で支給された賞与のうち、申立期間の4回の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず当該賞与に係る記録が無いため、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与明細書によると、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 12 月 9 日は 38 万 5,000 円、18 年 7 月 14 日は 35 万円、同年 12 月 8 日は 37 万 5,000 円、19 年 12 月 14 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和53年3月から同年7月までの標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月26日から同年8月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和53年3月26日から同年8月頃までの厚生年金保険被保険者記録が無い。私は52年11月に同社に入社し、同社が倒産する53年8月頃まで勤務していた。同社に勤務していた当時の給与明細書も所持している。申立期間に同社に勤務していたことに間違いなく、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月にA社に入社し、同社が倒産した53年8月頃まで勤務していたと述べているところ、オンライン記録では、申立人は、同年3月26日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社に勤務していた複数の同僚は、「申立人は、A社が倒産した昭和53年8月頃まで継続して勤務していた。」と回答している上、雇用保険の記録においても、申立人が同年8月1日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が昭和53年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が同年9月14日に行われているところ、同日付けで申立人が同年3月26日に資格を喪失した旨の処理が行われている上、同様の処理が行われている者

が申立人以外に 17 人確認でき、当該 17 人のうち複数の同僚は、申立人と同様に同社が倒産した同年 8 月頃まで勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 3 月 26 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 53 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、申立人に係る A 社の上記被保険者名簿の同年 2 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支部における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで  
私は、昭和26年4月1日から平成7年1月7日まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録では、A社B支部で昭和38年3月31日に資格喪失、同社C支部で同年4月1日に資格取得となっているが、転勤しただけなので、被保険者記録が1か月欠落しているのはおかしい。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社が提出した人事記録、同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が継続してA社に勤務し（昭和38年4月1日に、A社B支部から同社C支部へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支部における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いこ

とから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年4月1日から同年10月1日までの期間、53年3月1日から同年9月1日までの期間及び54年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、52年4月から同年9月までは11万円、53年3月から同年8月までは11万8,000円、54年4月は14万2,000円、同年5月は15万円、同年6月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から54年7月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A事業所で勤務していた昭和52年4月1日から54年7月1日までの期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より、実際は、高い額の厚生年金保険料が給与から控除されていた。給与明細書を提出するので、調査の上、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するA事

業所の給与明細書及び事業主から提出された給料台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までは 11 万円、53 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月は 11 万 8,000 円、54 年 4 月は 14 万 2,000 円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち申立人が給与明細書を所持していない昭和 53 年 6 月の申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する同年 5 月及び同年 7 月の給与明細書から、同年 6 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 2 月までの期間及び同年 9 月から 54 年 3 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録が、申立人の所持する給与明細書及び給料台帳の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っていることから、訂正を認めることはできない。

なお、事業主が、申立人に係る昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間、53 年 3 月から同年 8 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、提出した資料以外の資料は保管していないため確認することができず、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年12月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月21日から15年1月31日まで  
私は、平成12年12月21日から21年8月31日までA社に勤務していた。

この期間のうち、平成12年12月から14年12月までの標準報酬月額が遡って下げられている。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成12年12月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成12年12月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成15年1月31日）より後の15年2月5日付けで、12年12月に遡及して、標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられている上、申立人のほかに、複数の従業員の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理

的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年12月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

A社C支店に勤務していた昭和46年2月について、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持するA社C支店の給与支給票から、同社における厚生年金保険料の控除は、翌月の給与からの控除であることが確認できるところ、昭和46年2月分の給与支給票及び同年2月分の時間外勤務手当に係る給与支給票のいずれにおいても厚生年金保険料が控除されていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和46年2月分時間外勤務手当に係る給与支給票の保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 46 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 8 日から 41 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 25 日から 43 年 3 月 11 日まで  
③ 昭和 43 年 5 月 15 日から 46 年 1 月 31 日まで  
④ 昭和 47 年 7 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社、B社、C社及びD社に勤務していた四つの期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の一つの事業所に係る被保険者期間及び申立期間の間にある二つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、七つの事業所に係る被保険者期間のうち、三つの事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間のうち、二つの事業所に係る被保険者期間と申立期間の被保険者期間はいずれも同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の最終事業所であるA社における厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない5か月であり、当該被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、同社の事業主が

申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 も申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和28年4月1日から58年11月1日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社B事業所から同社D事業所に転勤した際の29年8月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の事業主から提出されたA社の従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記従業員名簿の記録及びC社の事業主の供述から、昭和29年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主がA社B事業所における資格喪失日を昭和29年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

がこれを同年8月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年1月から同年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円、同年3月から8年1月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から8年2月29日まで  
私は、平成元年6月1日から8年2月28日までA社に勤務していた。  
しかし、平成2年1月から8年1月までの標準報酬月額について、遡って引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年1月から同年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円、同年3月から8年1月までは44万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成8年2月29日）より後の同年3月11日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられており、申立人を除く2名の取締役についても、申立人と同様、同年3月11日付けで、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人はB職であり、社会保険事務に関与していない。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年1月から同年6月までは41万円、同年7月及び8月は47万円、同年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円、同年3月から8年1月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から8年1月31日まで

日本年金機構からの通知で、平成2年10月から7年12月までの標準報酬月額が、会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後である8年2月27日に遡及して減額訂正処理されていることが分かったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成2年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月31日）より後の8年2月27日付けで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の申立期間における厚生年金保険被保険者3名についても、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時の取締役は、「A社は、社会保険料を滞納していたので、私が社会保険事務所の職員と話し合っ、遡及訂正して穴埋めすることに決めた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成2年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月21日から同年11月21日まで  
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に比べ低いので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月27日）より後の7年3月3日付けで、遡及して8万円に減額訂正処理されている上、申立人と同様に26名の被保険者についても標準報酬月額が遡及して訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が所持している申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、当該訂正処理前の標準報酬月額と一致している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 9 日から 37 年 10 月 16 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 6 日から同年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 39 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑤ 昭和 45 年 7 月 21 日から 46 年 2 月 22 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社、B社、C社、D社及びE社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が、脱退手当金を支給済みの記録になっていた。脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、C社に係る被保険者期間のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 7 月 2 日までの期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、C社に係る厚生年金保険被保険者記録は同一番号で管理されていながら、請求期間と未請求期間があることになる上、この未請求期間を管轄する社会保険事務所（当時）は、最終事業所を管轄する社会保険事務所と同一であることから、事務処理上不自然である。

また、申立人は、「子供の保育園に近い所に転職したいと思いE社を退職した。退職後すぐに就職活動を行ったが、条件に合う仕事を見付けるのに時間がかかった。」と述べているところ、E社を退職した約9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人が脱

退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 神奈川県国民年金 事案 5622 (事案 3375 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 45 年 9 月までの期間、46 年 5 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 10 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 45 年 9 月まで  
② 昭和 46 年 5 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 47 年 10 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 43 年 8 月に国民年金に加入するために帰化し、国民年金の加入手続を行った。その後、区役所で納付書により国民年金保険料を納付していた。また、勤務先の会社を退職した後も、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、市役所で保険料を納付したり、結婚後は集金人に納付したこともあった。前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得がいかないため、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、昭和 52 年 1 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人が所持する年金手帳でも、同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①から③までの期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、ほかに国民年金に加入していた事情もうかがえないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は昭和 43 年 8 月に帰化した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人



に対して、52年1月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

そのほか、委員会当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の妻に基礎年金番号通知書が届いた際、妻は古い年金手帳を所持しており、その手帳には国民年金に夫婦で加入した日が昭和 51 年 10 月と記入されていたので、同通知書に同年同月と記入しておいた。よって、私が、国民年金に加入した時期は、同年同月である。申立期間の国民年金保険料については、妻が、夫婦二人分を一緒に自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻の申立期間の保険料も未納となっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで

私に基礎年金番号通知書が届いた際、古い年金手帳を所持しており、その手帳には国民年金に夫婦で加入した日が昭和 51 年 10 月と記入されていたので、同通知書に同年同月と記入しておいた。よって、私が、国民年金に加入した時期は、同年同月である。申立期間の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分を一緒に自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の申立期間の保険料も未納となっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 63 年 6 月まで

昭和 59 年 7 月頃に、私の母親が町役場で私の国民年金の加入手続を行った。時期は分からないが国民年金保険料を納付するように町役場から通知が届いたので、納付していなかった申立期間の保険料を 4 年分母親がまとめて町役場の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 7 月頃に、その母親が町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、納付していなかった申立期間の国民年金保険料を、役場の窓口で母親が遡ってまとめて納付したと主張しているが、制度上、保険料を 4 年間遡って納付することはできないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間から手帳記号番号払出時点まで申立人の住所に異動は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から14年6月まで

私は、平成11年に大学を卒業した後はアルバイトをしており、将来が不安になったので、市役所の行政センターで年金について相談し、その後は市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、市役所の窓口で納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年以降は記録管理のシステム化が一層促進されたことから、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年3月までの期間及び57年10月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から52年3月まで  
② 昭和57年10月から58年12月まで

昭和52年6月に会社に勤めた際、母親から「大学生のときはやっておいたから、社会人になったので、これからは自分で国民年金保険料を納付するように。」と言われたため、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思う。

その後の国民年金保険料は、私が区役所で納付書により毎月、又は手元の金銭に余裕があるときは、2、3か月若しくは年払いなどにより、まとめて未納が無いように納付していた。

私は、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が大学生のときに、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、申立人は、加入手続き及び申立期間①の国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親からは、高齢のため証言が得られないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入状況から、申立人の加入手続き時期は、昭和53年10月以降と推認されることから、申立内容とも一致しない。

また、申立人は、申立期間①当時、大学生であったと述べていることから、申立人が国民年金に加入するには、任意加入することとなるが、任意加入の



場合、遡って国民年金の被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできないことから、推認される加入手続時点において払い出された国民年金手帳記号番号では、当該期間の保険料を納付することができず、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間②について、「自身で国民年金保険料を納付するようになってからは、納付書により毎月、又は手元の金銭に余裕があるときは、2、3か月若しくは年払いなどにより、まとめて未納が無いように納付していた。」と主張している。しかし、当該期間直後の昭和59年1月から61年3月までの保険料の納付状況を見ると、オンライン記録において、59年4月から61年3月までの保険料について免除の申請を行い、同年4月に同期間の保険料を追納するとともに、その時点で時効が到来しておらず、遡って納付することが可能であった59年1月から同年3月までの保険料も併せて納付していることが確認でき、申立人の主張する納付方法とは一致していない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年8月まで

私は、国民年金保険料をしばらくの期間、納付しておらず、正確な時期は不明だが、申立期間である昭和42年12月から43年8月までの間に、当時居住していた区の区役所から呼び出され、区役所職員からの説明及び強い要請に、私自身が納得したので、その場で申立期間の保険料をまとめて1回で納付した。

その際、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳をもらったかどうかは記憶に無い。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、正確な時期は不明だが、申立期間である昭和42年12月から43年8月までの間に、当時居住していた区の区役所から呼び出され、その区役所職員の説明及び強い要請に納得したので、その場で申立期間の国民年金保険料をまとめて1回で納付したと述べている。しかし、申立人が区役所を訪れたとする時期について、42年12月から43年4月までの間であったと仮定した場合は、保険料の納付期限が到来していない同年同月以後の保険料の納付を、区役所が要請するとは考えられず、同年5月以降であったと仮定した場合は、42年12月から43年3月までの保険料は、過年度納付するほか方法が無く、区役所では過年度納付は行えないことから、申立人がどの時点で区役所を訪問したとしても、当該期間の保険料を区役所でまとめて1回で納付することができたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間直後の昭和43年9月に厚生年金保険の被保険者

となっており、申立人が主張する期間において、区役所が申立人の同年同月の厚生年金保険の被保険者資格の取得を予見し得たとは考えられず、申立人を呼び出し、同年8月を終期として国民年金保険料の納付の勧奨等が行われたと考えることは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人へ手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金手帳の受領についての記憶は無いとしており、当該期間当時の加入手続等の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで

私は、20歳になった平成3年\*月は短期大学の学生であったが、私の父親が、学生でも20歳になったら国民年金に加入しなければならないと私の国民年金の加入手続を行ってくれていたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書により、父親が自宅近くの金融機関で私と私の姉の二人分を一緒に納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年\*月頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親から、申立期間当時の状況について証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第3号被保険者の該当処理日から、平成6年2月と推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 48 年\*月に、町役場へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員に、国民年金手帳を渡されたと思う。国民年金保険料の納付については、詳しく憶<sup>おぼ</sup>えていないが、私は、保険料の納付は、強制だと思っているので、納付していないはずはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年\*月に、町役場へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、51 年 6 月頃であると推認されることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 6 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付金額について、具体的に憶<sup>おぼ</sup>えていない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 51 年 6 月頃の時点では、申立期間の一部は、保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は保険料を遡って納付したことは無いと述べていることから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの期間、55年10月から57年2月までの期間、同年10月から58年3月までの期間、59年4月から61年3月までの期間、平成3年4月、同年7月、4年3月、同年11月から5年3月までの期間及び11年12月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで  
② 昭和55年10月から57年2月まで  
③ 昭和57年10月から58年3月まで  
④ 昭和59年4月から61年3月まで  
⑤ 平成3年4月  
⑥ 平成3年7月  
⑦ 平成4年3月  
⑧ 平成4年11月から5年3月まで  
⑨ 平成11年12月から13年3月まで

私の父親は、昭和36年4月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、私が38年7月に結婚するまでは、父親が納付していたはずであり、結婚してからは、私の義母が、私と夫の夫婦二人分を納付していたはずである。その後、私が会社を辞めた後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付書により納付しており、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無い。平成11年12月から13年3月までの保険料については、口座振替により納付していた。申立期間①から⑨までが未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が昭和36年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間のうち申立人が結婚する前の国民年金保



保険料については父親が納付し、結婚後の保険料については、その義母が納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間のうち結婚前の保険料を納付していたとする父親及び結婚後の保険料を納付していたとする義母は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び④について、申立人は、昭和 55 年 10 月に会社を辞めた後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、59 年 4 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、申立人は厚生年金保険に加入した 54 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、57 年 3 月 23 日に国民年金に任意加入し、59 年 4 月 1 日に再度被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該期間は国民年金に未加入で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間⑨について、申立人は口座振替により当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間は申立人が 60 歳到達による国民年金の被保険者資格の喪失後の期間であり、申立人は 60 歳以後に任意加入手続を行った記憶は無く、その形跡も見当たらないことから、当該期間は国民年金の被保険者期間ではなく、保険料を納付することができない期間である上、申立人が口座振替により納付していたとするその預金口座の入出金明細書からも当該期間の保険料が納付されていた形跡は無い。

加えて、申立期間は、9 回で合計 116 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を、複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5632 (事案 3443 及び 4159 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 3 月から 51 年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 12 月まで

前回及び前々回行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 49 年 6 月に国民年金の加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと判断されたが、私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には 49 年 6 月 1 日と記入され、区役所の印が押してあるため、この時点から、保険料を納付した。

昭和 50 年 3 月に、妻の国民年金の加入手続を行うため、妻と一緒に区役所に行き、妻は、国民年金の加入手続及び付加保険料の納付開始手続を、私は、付加保険料の納付開始手続を行い、妻と一緒に同年同月から付加保険料を納付した。

私が、付加保険料の納付を開始した時期は、妻の年金手帳にも記載があることで、確認することができる。

私は、途中から国民年金保険料を銀行の預金口座から口座振替で納付していたことを思い出し、前回及び前々回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和 49 年 6 月 1 日であるため、その日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 12 月に払い出されており、この資格取得日は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間

の初日まで遡ることから、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではないこと、及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の付加年金の加入時期は、52年1月となっていることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月10日付け及び同年8月11日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の途中から国民年金保険料を銀行の預金口座から口座振替で納付していたとしている。しかし、申立人が保険料の口座振替をしていたとする銀行には当時の記録が残っておらず、取引記録が確認できない上、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するには、手帳記号番号が払い出された時点以降に遡及して納付するほかないが、口座振替制度により保険料を納付する場合、遡及して納付することはできないことに加え、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述等が得られない。このことから、今回の申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和47年\*月頃、自宅へ区役所の出張所の職員に来てもらい、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が私の両親と私の3人分の保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和47年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親から国民年金手帳を渡された記憶も無い上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年10月まで

私は、昭和45年5月の結婚当時、母親から、私が20歳になった43年\*月頃、私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを聞き、国民年金手帳を渡されたことを憶えている。

国民年金保険料については、私が結婚した昭和45年5月頃までは母親が集金人に納付していたはずである。申立期間当時、私は、母親が自宅で営む店に同居し、手伝っていたので、集金人が時折訪れていたことは憶えている。結婚し、同一区内で転居後も、長男を出産した47年\*月頃までは、毎日、実家の店に通っており、実家に訪れていた集金人に自分で保険料を納付していたことを憶えている。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち、昭和43年2月から45年5月頃までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親からも証言を得ることが困難であることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった昭和43年\*月頃、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年1月に、当時、国民年金の未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていることが確認できることから、その母親が43年\*月頃、国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、その母親及び申立人自身が、実家に訪れていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の発行時期及び国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和 45 年 1 月であることから、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した時期も、同年同月頃と推認され、その時点において、申立期間のうち、43 年 2 月から 44 年 3 月までの保険料は過年度納付することとなるが、制度上、集金人に過年度納付することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 10 月までの期間については、集金人に国民年金保険料を納付することは、制度上、可能ではあるものの、46 年 1 月 22 日に再交付され、現在、申立人が所持している国民年金手帳の「昭和 45 年度国民年金印紙検認記録」のページには、その直後である昭和 46 年 1 月 28 日に 45 年 11 月以降の保険料を納付していることを示す印が押され、同年 10 月以前の欄には斜線が引かれていることに加え、申立人の夫は、同年同月まで厚生年金保険の被保険者であり、申立人と同様に同年 11 月の国民年金保険料から納付していることを勘案すると、申立人の保険料の納付が開始されたのは同年同月分からと考えるのが自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 9 月に結婚準備のため会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により自宅近くの郵便局で、結婚するまで国民年金保険料を納付していた。62 年 4 月に結婚してからは、元夫の被扶養配偶者として自動的に国民年金の第 3 号被保険者の資格取得手続が行われていると思っていたが、平成 4 年 8 月に離婚し、国民年金の手続を行ったとき、第 3 号被保険者の資格取得手続が行われておらず、結婚期間中の保険料が未納とされていることを知った。すぐに第 3 号被保険者の資格取得及び同喪失手続を行ったが、当該期間のうち、同手続日より 2 年を超えた期間は、保険料の納付済期間に算入されなかった。その後、法律の改正により、納付済みに変更することが可能となったので、区役所で、当該変更手続を行った。私は、その際、係の方に、もう未納とされた期間は無いと言われたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の加入手続は、平成 4 年 6 月から同年 10 月までの間に行われたと推認されることに加え、申立人は、申立期間から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、当該期間当時、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えられ、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、納付書により、申立期間の国民

年金保険料を納付していたと主張しているが、上述のとおり、当該期間当時は、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えられることに加え、加入手続が行われたと推認される平成4年6月から同年10月までの時点において、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、同保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年\*月頃に、区役所から手紙がきたことをきっかけに、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、郵便局又は銀行で納付書により納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年\*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、郵便局又は銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 50 年 11 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた区において払い出されていたことが確認でき、申立人は、申立期間を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から60年12月まで

私は、昭和54年4月頃に、働き始めたため、区役所又は区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、郵便局又は区役所の出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃に、区役所又は区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61年1月又は同年2月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、郵便局又は区役所の出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人は、保険料の納付周期及び納付金額について、具体的に憶<sup>おぼ</sup>えていない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和61年1月又は同年2月頃の時点では、申立期間の一部は、保険料を過年度納付するしかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことはない<sup>おぼ</sup>と述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から同年11月まで

私が20歳になった平成7年\*月に、母親が区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、しばらく納付していない期間があったので、区役所で相談したところ、職員から10年5月までは遡ってまとめて納付できることを聞き、納付金額は記憶していないが、同年5月及び同年6月の保険料を窓口で納付し、同年7月からの保険料を納付書により金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録では、申立期間後の保険料を過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を遡って納付した形跡が無い上、区役所では保険料を過年度納付により納付することもできない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年12月まで

私は、会社を退職した平成元年5月頃に、社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が、集金人に納付していたと思うが、納付時期や納付金額については、はっきり憶<sup>おぼ</sup>えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年5月頃に、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、2年12月に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年12月の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできないことから、申立人が、申立期間の保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から11年3月まで

私の国民年金の加入手続は、平成9年4月に父親が経営する会社の指示で、厚生年金保険から国民年金への切替えのため、同社の事務を担当していた母親が、当時居住していた区の区役所で行った。その後、私の国民年金保険料は、給与から天引きされ、同社を通じて納付されていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月から11年3月まで、当時、申立人が勤めていた、申立人の父親が経営する会社の事務を担当していた申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと述べているが、申立人自身は、同年同月以前の保険料の納付について関与しておらず、申立人の保険料の納付を行っていたとするその母親からも証言を得ることができないため、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成10年4月から国民年金保険料の納付書が自宅に届いていたので、申立人が勤めていた、その父親が経営する会社に渡していたが、その後、納付書が同封された督促状のようなものが届くようになり、事務を担当していた申立人の母親に保険料を納付するよう口頭で伝えていたものの、これらの納付書をその母親に渡していたかどうかは記憶に無いと述べるなど、申立期間における保険料の納付に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料は、重複納付されており、重複納付されたこれらの保険料については、11年9月9日にその還付及び充当の決議がなされているが、制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている



保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされているため、重複納付された保険料について、まず、申立期間の直前である 10 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、当時の保険料月額に達しなかった残りの保険料について、充当されずに還付されたという事務処理が確認できる。このことを踏まえた場合、少なくとも 11 年 9 月の時点では、申立期間を含む 10 年 4 月から 11 年 3 月までの保険料は、未納であったと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から16年3月までの期間及び同年5月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から16年3月まで  
② 平成16年5月から17年3月まで

私は、会社を退職後、その会社の人に勧められて、時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、私が、申立期間①及び②の国民年金保険料の免除の申請を行っていたはずである。

申立期間①が未加入期間とされ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続を行ったとする時期、場所及び方法並びに当該期間における国民年金保険料の免除の申請を行ったとする時期、場所、回数及び方法を全く憶<sup>おぼ</sup>えていないとしており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の免除の申請状況は不明である。

また、申立期間は合計で102か月に及んでおり、申立人は、当該期間を通じて複数の自治体に居住しているため、当該期間の国民年金保険料が全て免除されていた場合、申立人は、当該期間において、毎年度、その居住していた自治体において、保険料の免除の申請を行っていたこととなるが、複数の行政機関が、複数回にわたり、事務処理を誤るとは考えにくい。

さらに、申立期間の大半は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金の記録管理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考

えにくい。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間のいずれかの時期に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除の申請を行ったはずであるとしているが、申立人の基礎年金番号は、当該期間直後の平成16年4月に、申立人が厚生年金保険の被保険者となったことにより付番されていることから、申立人の主張とは一致しない。

また、前述により、申立人は、申立期間①を通じて、国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられ、当該期間において、国民年金保険料の免除の申請を行うこともできなかったと考えられることに加え、申立人の基礎年金番号が付番された平成16年4月以降においても、未加入期間である当該期間の保険料について、免除の申請を行うことはできず、当該期間の保険料が免除されるためには、当該期間において、国民年金手帳記号番号が払い出されるか、別の基礎年金番号が付番される必要があるが、その形跡も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に、国民年金保険料が免除されていたはずであるとしているが、オンライン記録では、平成18年6月に、申立期間②のものと推認される保険料の納付書が発行されている。申立人が主張するように、当該期間の保険料が免除されていた場合、同年同月に、当該期間の保険料の納付書が発行されることはないため、当該期間の保険料が免除されていたとは考えにくい。

- 4 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月、同年2月、同年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月及び同年2月  
② 平成元年4月及び同年5月

私は、会社を退職したため、平成元年1月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続及び国民健康保険の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が、区役所の出張所又は銀行で納付書により毎月納付していたと思う。

また、その後、平成元年4月に会社を退職した際にも、私が、区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行った。申立期間②の国民年金保険料についても、私が、区役所の出張所又は銀行で納付書により毎月納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したため、平成元年1月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年度中に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の平成元年3月の国民年金の被保険者資格喪失日、同年4月の被保険者資格取得日、同年6月の被保険者資格喪失日及び3年12月の被保険者資格取得日は、4年2月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、元年1月の被保険者資格の取得も4年2月に行わ

れたものとするのが合理的であり、その時点までは、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、区役所の出張所又は銀行で納付書により申立期間①及び②の国民年金保険料を毎月納付していたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年度中の時点では、当該期間の保険料は、遡って納付するしかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことはないと述べていることから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から51年3月まで

私が32歳の頃、父親から、「これからは自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言われ、現在所持している年金手帳を渡されたので、その後の保険料は、納付書により、自身で納付してきた。

父親の性格及び経済力から、父親は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

私は、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その父親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に、申立期間当時同居していたとする申立人の長兄夫婦と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入状況からも、申立人の国民年金の加入手続は、同年9月又は同年10月頃に行われたものと推認されることから、申立内容と一致しないことに加え、その時点では、当該期間の大半は、時効により国民年金保険料を遡って納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの期間は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点で、国民年金保険料を過年度納付することができる期間であるが、申立人は、「納付書が届き、自身で保険料を納付するようになった際、未納があれば、遡って保険料を納付したかも知れない。」と述べるにとどまり、申立人から当該期間の保険料の納付を行ったことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできず、納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5644

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年12月まで

私は、昭和55年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に、国民年金保険料の未納期間があるが、遡って保険料を納付することができると説明された。後日、納付書が自宅に届き、当該出張所で20万円ぐらいの保険料を2回に分け遡って納付したことを記憶している。

私の年金手帳には国民年金の被保険者となった日が昭和53年4月1日と記載されており、この日まで遡って国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60年3月頃であると推認できることから、申立人の主張する国民年金の加入時期と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について20万円ぐらいを遡って区役所の出張所で納付したと主張しているが、申立人が納付時期として主張する昭和55年の時点では、申立期間の当初の保険料は、過年度保険料となり、当該出張所で納付することはできなかつたことから、申立期間の保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳の国民年金の記録欄に国民年金の被保険者となった日が昭和53年4月1日と記載されていることを根拠に、申立人は国民年金保険料を同年同月まで遡って納付しているはずであると主張しているが、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき



国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付済期間を特定するものではない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5645

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金については、時期は憶えていないが、結婚前に私の兄が加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は自分で国民年金について何か手続きを行ったと思うが、具体的には憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により金融機関で納付した。自身の店舗の開業後昭和 44 年 6 月に初めて税務署に行き、そのときから保険料を自分で払い始めたと思っている。保険料額や納付頻度、まとめて遡って払ったかどうかについては憶えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 6 月頃、経営する店舗の税務申告のため税務署に行き、その時点から国民年金保険料を納付書により納付し始めたと思うと述べているが、申立人は、申立期間当時、保険料の納付金額及び納付頻度を具体的に憶えておらず、国民年金について手続きを行ったか憶えていないなど、記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時申立人が居住していた市の広報において、納付書により金融機関で国民年金保険料が納付可能となったのは、昭和 50 年 4 月以降であることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 42 年 8 月まで

私は、昭和 42 年か 43 年頃だったと思うが、区の広報で「『特例で』国民年金保険料が遡って納付できる。」と読んだことをきっかけに、国民年金に加入した。申立期間の保険料については、集金人に、一括してかなりの金額をまとめて納付したが、具体的な金額は思い出せない。

国民年金保険料をまとめて納付した際、集金人から、「これで以前の年金とつなげられる。」と聞いて安心したことを憶えている。申立期間当時、私が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年か 43 年頃、区の広報で「『特例で』国民年金保険料が遡って納付できる。」と読んだことから、国民年金に加入し、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は 45 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと推認されることに加え、過去の未納分の保険料について、特例により納付することができるとした特例納付制度は、同年 7 月に、その第 1 回目が始始されていることから、申立人が読んだとする区の広報も当時のものとするのが自然である。

また、申立人は昭和 37 年 4 月に結婚し、その夫は、申立期間のうち 42 年 8 月を除いて厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人が当該期間に国民年金に加入する場合は、任意加入することとなるが、任意加入被保険者の場合、遡って被保険者資格を取得することはできないことに加え、特例納付により過去の未納分の国民年金保険料を納付することができたのは、納

付の対象となる期間において、被保険者が国民年金の強制加入被保険者とされる期間に限られていたため、特例納付により当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番であることから、申立人及びその夫は、昭和 45 年 6 月頃、同時に国民年金に加入したと考えられ、申立人及びその夫の、42 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料は遡って納付されていることが確認でき、その金額は 1 万 5,000 円を超え、当時の申立人の保険料月額の 50 倍以上であることを考え合わせると、申立人が、「かなりの金額を納付した。」と述べていることは、当該納付に係る記憶と考えても不自然ではない。

加えて、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月については、本来は、申立人及びその夫も、国民年金の強制加入被保険者とされるべき期間であるが、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのが同年同月 1 日であること、申立人もその夫の国民年金の加入手続についてはっきり記憶していないと述べていることなどを考え合わせると、申立人及びその夫が、同年 9 月 1 日から国民年金の資格を取得している理由を、行政側の事務処理の誤りとするまでの合理的理由は見当たらず、42 年 8 月について、申立人が国民年金保険料を納付する機会を失わせたとまで考えることは難しい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から27年7月27日まで  
私は、昭和26年4月10日から27年7月26日までA局B課に臨時職員として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述内容から、期間は特定できないものの、申立人がA局B課に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A局B課は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、C局D部は、「申立人に係る在職及び年金加入記録は確認されなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、その所持する厚生年金保険被保険者証に「再交付」の印が押されていることから、当該被保険者証発行以前に別の厚生年金保険被保険者証が交付されたはずであると主張しているが、当該被保険者証に記載された番号は、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立人が申立期間以降の昭和28年1月20日にE社において被保険者資格を取得した際に払い出された番号であることが確認できる。

さらに、A局に関係する4事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿についても、縦覧調査を行ったが、いずれの名簿においても、申立期間に申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月9日から49年2月1日まで  
私は、A社B支店に昭和45年8月9日から49年8月30日まで、継続して勤務していたにもかかわらず、勤務した期間のうち、45年8月9日から49年2月1日までが厚生年金保険被保険者期間になっていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社清算人発行の在籍証明書から、申立人は申立期間について同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の清算人は「当時の資料が保管されていないため、申立人が厚生年金保険被保険者であったかについて不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店の元従業員は、「同社B支店の営業社員には、見習期間又は試用期間があり、その期間は社会保険に加入しなかった。」と述べており、申立人が同社B支店で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚も、「同社B支店に入社した当初は嘱託職員であったため、厚生年金保険に加入できなかった。」と述べていることから、同社B支店では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連



資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 10 月 14 日まで  
私は、A社の正社員として昭和 60 年 1 月 1 日から 63 年 11 月 30 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、60 年 1 月 1 日から同年 10 月 14 日までの期間について被保険者記録が欠落しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社会保険事務を担当していたB社の元社会保険事務担当者の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 60 年 10 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元事業主は「社会保険関係の事務処理は全て親会社であるB社が行っていた。」と回答しているところ、申立期間当時、上記のB社の元社会保険事務担当者は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人は厚生年金保険の被保険者とはなっていなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社の新規適用日に被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明した 12 名に照会したところ、6 名から回答があり、そのうち 4 名は「入社と同時に社会保険に加入しなかった。」と回答し、1 名は「A社には昭和 60 年 1 月に入社したが、同社は設立間もない会社であったため、社会保険に加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月頃から30年9月9日まで  
② 昭和36年3月30日から同年10月1日まで  
③ 昭和39年6月11日から45年3月1日まで

私は、昭和24年4月から父が船主の船舶Aに乗っていたが、申立期間①及び②の船員保険の被保険者記録が無い。

また、船舶Aを下りた翌日にB社を設立したが、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間の船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が船舶Aに乗っていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当該期間において、次兄及び三兄と一緒に船舶Aに乗っていたこともある。」と述べているが、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が、自身より先に乗船したと述べている二人の兄の船員保険の被保険者資格の取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和30年9月9日であることが確認できる。

また、申立人は、「乗員が兄弟のみの時は、船員保険に加入しないこともあった。」と述べている。

さらに、上記二人の兄及び船舶所有者であった申立人の父は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立人の父の後に船舶

所有者となった申立人の長兄は高齢のため、申立人に係る保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳から、申立人が昭和30年9月9日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同資格取得日はオンライン記録とも一致している。

申立期間②について、申立人の弟の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が船舶Aに乗っていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当該期間において、次兄及び三兄と一緒に船舶Aに乗っていたことがある。」と述べているが、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の次兄の船員保険の被保険者資格の喪失日は昭和32年7月25日であり、三兄の同資格の喪失日は申立人の資格喪失日と同日の36年3月30日であることが確認できる。

また、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳から、申立人が昭和36年3月30日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同資格喪失日はオンライン記録とも一致している。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、船舶Aは、昭和36年6月25日に船員保険の適用船舶でなくなっていることが確認できる上、当該名簿から、当該期間において船員保険の被保険者記録のある同僚は1名いることが確認できるが、連絡先が不明のため照会することができず、当時の状況について証言を得ることができなかった。

加えて、上記二人の兄及び船舶所有者であった申立人の父は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立人の父の後に船舶所有者となった申立人の長兄は高齢のため、申立人に係る保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人は、乗船期間を確認できる船員手帳等の資料を所持していない上、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、船舶Aを下りた翌日に事業主としてB社を設立し、社会保険の加入手続をしたと主張している。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本から、B社の設立日は、昭和45年2月10日であることが確認できる上、適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新規適用日」という。）は同年3月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、昭和45年3月

20 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出され、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年3月1日と記載されており、申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間における社員の名前を覚えておらず、社員から当時の状況を確認することができない上、B社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得した社員の2名は、「同業他社に勤務していた時に、申立人から年金に加入するからうちに来ないかと誘われて入社した。自分達の入社時期は合っていると思う。」と述べている。

このほか、申立期間③の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 16 日から 49 年 5 月頃まで  
昭和 47 年 10 月から 49 年 5 月頃まで、A社からB社C支店に派遣され、勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立期間当時、A社からB社C支店にD職として派遣されていた同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社から派遣され、B社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社における申立期間当時の人事担当者及び当時、同社に在籍し、その後事業主となった者は、「D職は短期間で辞める者が多かったため、基本的に厚生年金保険に加入させず、希望する者のみを加入させていた。」旨を回答している。

また、前述の同僚は、「当時、申立人と厚生年金保険について話をしたことは無かった。」旨を供述している。

さらに、上記の同僚及び申立人の記憶から、当時、A社からB社C支店に派遣されていたもう1名のD職を探したが、姓のみしか分からないため、所在が判明しなかった上、当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者は見当たらなかったことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言が得られない。

加えて、A社は既に事業を廃止し、平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、前述の事業主は同社に係る資料は保管していないと回答しており、B社も当時の派遣社員に係る資料は無いと回

答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできず、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川県厚生年金 事案 5815 (事案 2932 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年4月1日にA社(現在は、E社)の船員として採用され、B市本社の船員訓練所に入所し、3か月後に<sup>しちゅういん</sup>司厨員の資格を取得、同訓練所を卒業した。同年7月に国の公用船であるA社の船舶Cに乗った。

しかし、船舶CはすぐにD沖で沈没したため帰国し、船員として待機した後、昭和20年に再度A社の船に乗った。

ところが、申立期間の船員保険記録が無いとのことであり、納得いかないので、当該期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしいと、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、私は、新たな情報として、「E社は、軍属の期間及びF社に加入していた時の保険料は間違いなく支払っていた。」との話を、E社の関連会社の担当者から聞いたので、申立期間について再度調査をして審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

海軍徴用船員履歴書から、申立人が申立期間に海軍徴用船員であったことが確認できる。

また、申立人は、「船舶Cに乗船する昭和19年7月11日以前は、A社の船員訓練所で訓練を受けており、同年7月30日に船舶C沈没後は、船員として待機していた。」と述べており、昭和20年4月1日前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」(以下「予備船員」という。)については、船員保険の適用が無か

ったところ、申立人は、船舶Cに乗っていた期間を除いて、船員保険の適用外である予備船員であったと考えられる。

また、申立人が船舶Cに乗っていた昭和19年7月11日から同年7月30日までの期間については、E社は当時のことは不明である旨を回答しており、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、当該期間における船舶Cの船員に係る船員保険の取扱いを確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、「E社は、軍属の期間及びF社に加入していた時の保険料を支払っていた。」との情報を得たとして、申立期間についての再調査を求めているが、E社は、「申立期間当時は、船員保険の届出及び納付について、全てF社が管理していた。」と回答しており、F社に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の申立期間に係る被保険者記録の記載は見当たらない。

これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 12 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで  
② 平成 14 年 8 月 1 日から 16 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬金額と異なっている。給与明細書を提出するので調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①については、申立人及びA社の事業主が提出した給与支払明細書において確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額（平成 10 年 12 月及び 11 年 1 月、同年 3 月から 12 年 12 月までは 32 万円、11 年 2 月は 20 万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（32 万円）と一致又は下回っていることが確認できる。

申立期間②については、申立人及びA社の事業主が提出した給与支払明細書において確認できる支給額又は保険料控除額から算出した標準報酬月額（14 年 8 月から同年 10 月までは 20 万円、同年 11 月から 15 年 11 月までは 24 万円、同年 12 月から 16 年 2 月までは 13 万 4,000 円）は、オンラ

イン記録における標準報酬月額（14年8月から同年10月までは32万円、同年11月から16年2月までは24万円）と一致又は下回っていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 10 月 30 日まで  
私が取締役をしていたA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。同社は平成 15 年 10 月 30 日に破産の申立てをしており、同年 11 月 2 日頃に、自宅に訪れた社会保険事務所（当時）の職員から出された書類に署名押印をしたが、申立期間の標準報酬月額が減額されるとは知らなかったもので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 15 年 10 月 30 日より後の、同年 11 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額が 13 年 10 月から 15 年 8 月までの期間については 62 万円から 18 万円に、同年 9 月については 50 万円から 18 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人がA社の取締役であったことが確認できる上、申立人及び同社の取締役2名の供述並びに同社に係る滞納処分票から、申立人が厚生年金保険に係る事務について権限を有する役員であったことが認められる。

また、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、A社の破産申立てを行ったため、債務処理については破産管財人に任せていた旨を述べているが、上記謄本において、同社が、B地方裁判所により破産決定が宣告されたのは、前述の訂正処理が行われた日より後の平成 16 年 1 月 20 日であることが確認できる。

さらに、上記滞納処分票には、社会保険事務所において、申立人が滞

納厚生年金保険料の納付について相談している旨が記載されており、申立人は、同事務所の職員から、滞納保険料の納付が不要になると説明を受けた書類に、自身の夫であるA社の代表取締役と共に署名押印をした旨を述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 10 月 30 日まで  
私が代表取締役をしていたA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。同社は平成 15 年 10 月\*日に破産の申立てをしており、同年 11 月 2 日頃に、自宅に訪れた社会保険事務所(当時)の職員から出された書類に署名押印をしたが、申立期間の標準報酬月額が減額されるとは知らなかったもので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 15 年 10 月 30 日より後の、同年 11 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額が 13 年 10 月から 15 年 8 月までの期間については 62 万円から 18 万円に、同年 9 月については 59 万円から 18 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、同社の破産申立てを行ったため、債務処理については破産管財人に任せていた旨を述べているが、上記謄本において、同社が、B地方裁判所により破産決定が宣告されたのは、前述の訂正処理が行われた日より後の平成 16 年 1 月 20 日であることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票から、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、申立人は、社会保険事務所の職員に保険料の納付が困難であることを伝えた旨及び同事務所の職員から、滞納保険料の納付が不要になると説明を受けて、書類に自ら署名押印を

した旨を述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録では、夫が A 社に勤務中の平成元年 10 月に、47 万円であった標準報酬月額が 36 万円に下がり、6 年 10 月に元の標準報酬月額に戻ったことになっているが、急に 11 万円も下がることは考えられないので確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫の A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成元年 10 月 1 日の月額変更により 47 万円から 36 万円に改定され、6 年 10 月 1 日の改定で 47 万円に戻っているが、11 万円も下がることは考えられない。」として申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、A 社は、「申立期間に係る給与や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管していないものの、標準報酬月額が下がったのは申立人が管理職になった頃であり、管理職になるより前の期間において時間外労働が多い場合には、標準報酬月額が下がることもある。」と述べているところ、申立人の妻は、「夫は時間外労働が多く、給与手取額が少なくなることから管理職になるのを拒んでいたことがあった。」と述べている。

また、申立人に係る標準報酬月額は、平成元年 10 月以降は申立人が役職定年となった 12 年 12 月までは下がることなく上昇しており、標準報酬月額の推移に不自然さは見られない。

さらに、A社から、平成元年6月頃の全管理職の平均給与額は約40万円であるとの回答があり、管理職になって間もない申立人の標準報酬月額が36万円であることは不自然であるとは言い難い。

加えて、申立人がA社に入社した年及びその前後の年に被保険者資格を取得した多くの者が、申立期間における申立人に係る標準報酬月額の推移と同様に推移している期間を有していることが、オンライン記録から確認できる。

その上、オンライン記録には、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見られず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から同年7月1日まで  
② 昭和51年8月1日から53年10月1日まで  
③ 昭和55年10月1日から56年10月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、同社が加入しているB健康保険組合から提出された標準報酬月額の証明書によると、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の標準報酬月額が間違っていると記録されていると思われる。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B健康保険組合がA社に対して発行した健康保険標準報酬月額証明書において、同社が同組合に加入した昭和49年1月の申立人に係る標準報酬月額が56万円と記載されていることから、申立期間①から③までの標準報酬月額については、それぞれの期間における最高等級になるはずであると主張している。

しかしながら、申立人の標準報酬月額について、当委員会からB健康保険組合に照会をしたところ、同組合は、「当組合のコンピュータシステム上、平成2年10月以降の標準報酬月額の記録しかなく、それ以前の記録は無い。また、確認できる一番古い標準報酬月額の金額が資格取得時の標準報酬月額として印字されてしまうこととなっている。このため、申立人の標準報酬月額については、申立人の記録として一番古い平成2年10月の56万円が、昭和49年1月の標準報酬月額として印字されてしまった。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①

から③までにおける申立人に係る記載内容を確認したものの、申立期間①に係る標準報酬月額の変せん欄には、昭和48年11月法改18万円、49年7月20万円と記載されており、B健康保険組合に加入した同年1月に標準報酬月額が改定された記録は確認できない。申立期間②については、51年8月法改24万円、同年10月28万円、52年10月30万円と記載されており、申立人が主張する32万円の標準報酬月額は確認できない。申立期間③についても同様に、55年10月法改38万円と記載されており、申立人が主張する41万円の標準報酬月額は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の申立期間①から③までにおける標準報酬月額に係る記録について、記載内容に不自然な記録は無く、遡って訂正処理が行われた形跡も無い。

加えて、A社は、「申立期間に係る資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年9月1日まで  
日本年金機構から送られた、「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、申立期間の標準報酬月額は、支給されていた給与より低い金額となっている。

当時、私は、A社における業務内容に変更は無く、給与が減額された記憶も無い。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が、A社から支給された給与額に見合う標準報酬月額より低い金額となっていると述べている。

しかしながら、A社は、平成7年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡し、同社に係る社会保険の事務を受託していた社会保険労務士事務所も、「当時の担当者はおらず、資料も残されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年1月1日の随時改定により53万円から30万円に減額されているが、遡った訂正処理などの不自然な形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月頃から 43 年 1 月頃まで  
厚生年金保険の記録によると、A社で勤務していた期間が被保険者期間となっていない。同社はB市にあったC業の会社で、私はD職として昭和 42 年 3 月頃から 43 年 1 月頃まで勤務していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主及び複数の従業員の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 41 年 7 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、43 年 3 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、高齢のため証言を得ることができず、事業主の子も、当時の資料を保管していないため不明であると回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚は連絡先が不明のため照会できず、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が分かった4名の元従業員に照会したところ、回答のあった4名は、いずれも申立人を覚えていないと回答している。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月16日から30年3月頃まで  
私は、昭和26年4月16日から30年3月頃までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B省C局が提出した人事記録により、申立人は、昭和26年4月16日にD職となり、同年11月1日から30年6月16日まではE職としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和29年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、F共済組合連合会は、「申立人は、昭和26年4月16日から同年11月1日までG共済組合の加入期間があり当該加入期間を対象とした一時金を支給している。その後、恩給の対象者となった。」と回答している。

さらに、B省C局は、「申立人は、昭和26年11月1日から30年6月16日まで恩給の加入期間があり、同年8月27日に当該期間を対象とした一時金を支給した記録がある。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
A社にB職として昭和 50 年 4 月 1 日から勤務したのに、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 12 月 1 日とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日からA社に勤務していたと主張している。しかしながら、事業主は、申立期間において申立人がA社に在籍していたことを確認できる資料は無いと回答している上、複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、事業主が保管する申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人は昭和 50 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を昭和 50 年 12 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

加えて、事業主及び同僚からも申立期間の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない上、申立人は申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していないことから、申立期間の保険料控除に関して確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月頃から28年8月頃まで  
私は、昭和25年7月頃から28年8月頃までA事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げたA事業所の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は連絡先不明であり、当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の同事業所における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚からは、申立人の厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができない上、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた別の同僚は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名が見当たらないことから照会できなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある者に対する照会によっても、申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

加えて、上記被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 23 日から 41 年 4 月 30 日まで  
私は、昭和 37 年 8 月 23 日から 41 年 4 月 29 日まで A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は脱退手当金として支給されたことになっていることを、年金機構から確認のはがきが届くまで知らなかった。脱退手当金を受け取った記憶が無く納得がいかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で脱退手当金の支給記録がある者には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」及び「日付」の表示があり、申立人の欄には、脱退手当金の支給決定日である昭和 42 年 12 月 8 日に近接する「脱手 42.11.10」の押印がされているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月頃から29年1月頃まで  
私は、昭和27年8月頃から29年1月頃までA事業所（勤務地はB事業所）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B事業所でD職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B事業所に係る労務管理を行っていたA事業所の業務を引き継いだC事業所は、「申立人が申立期間においてB事業所に雇用されていたことを確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「所属していた部署において、私のほかに日本人の同僚はいなかった。」と供述していることから、申立期間当時の勤務状況について確認することができなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり、連絡先が判明した10名の同僚に照会したところ、全員から回答はあったが、申立人の勤務状況に関する供述は得られなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年11月1日から10年1月27日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年10月1日までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から10年1月27日まで  
② 平成12年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便を見て、申立期間①の標準報酬月額が59万円であったのに9万2,000円と記録され、また、申立期間②の標準報酬月額が9万8,000円であったのに9万2,000円と記録されていることに納得がいかないため記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録においては、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成9年11月17日付けで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本では、平成4年5月20日以降申立人は唯一の取締役であり、申立人も自身が事業主であったと供述している。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出についての記憶は無いとしているものの、申立期間①当時は、A社は厚生年金保険料の滞納があったと述べている上、厚生年金保険料の滞納は申立人自身であったとしていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表権のある取締役であ

る申立人が自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額は9万8,000円であったと主張している。

しかし、オンライン記録では、平成14年3月28日付けで申立人の標準報酬月額をそれまでの15万円から9万2,000円に減額する届出が行われているところ、12年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から13年12月までは9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

この処理について、申立人は平成12年4月から会社の経営が悪くなかったため給与を下げて立て直すため報酬月額を引き下げたとしている上、年金事務所では、上記の9万2,000円との届出があった標準報酬月額について、同年4月から同年9月までは届出どおり最低等級である9万2,000円に訂正を行ったが、同年10月から13年12月までについては、12年10月1日から厚生年金保険の標準報酬月額の最低等級が9万8,000円に変更となったため、9万8,000円に訂正する処理を行ったものであると回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年8月1日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、昭和46年11月から47年7月までの期間について、標準報酬月額がオンライン記録と退職時に厚生年金基金の見込み額を聞いた時に事務局の担当者から受け取った「異動明細表」の記録と違っている。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、昭和46年10月1日の資格取得時の標準報酬月額は10万円、同年11月の厚生年金保険法改正以降の標準報酬月額9万8,000円と決定されていることが確認できる。

また、企業年金連合会から提供された申立人の中脱記録照会（回答）によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額について、昭和46年10月1日の被保険者資格取得時は10万円、同年11月1日から9万8,000円と記録されていることが確認できる上、これらの記録は、オンライン記録と一致し、遡った訂正等の形跡は見られない。

加えて、申立人の所持している異動明細表について、B厚生年金基金は既に解散しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 5 日から 45 年 5 月 1 日まで  
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが自宅に届き、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は、脱退手当金制度についてもはがきを見て初めて知ったので、自分で請求手続きをしたとは考えられないし、そのようなお金も受け取った記憶は無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。